

G20 新潟農業大臣会合開催記念  
「みんなのプロジェクト応援成事業」

募 集 要 領

2018年10月

G20 新潟農業大臣会合開催推進協議会 事務局

この募集要領は、助成金の申請方法について説明するものです。

申請にあたっては、必ず内容をご確認ください。

**【申請受付期間】**

2018年10月22日（月）から2018年11月30日（金）午後5時必着

**【問い合わせ先】**

G20 新潟農業大臣会合開催推進協議会事務局

（新潟市役所地域・魅力創造部 2019年G20サミット推進課内）

※ 詳細は、6頁「7 問い合わせ・各種書類提出先」を参照ください。

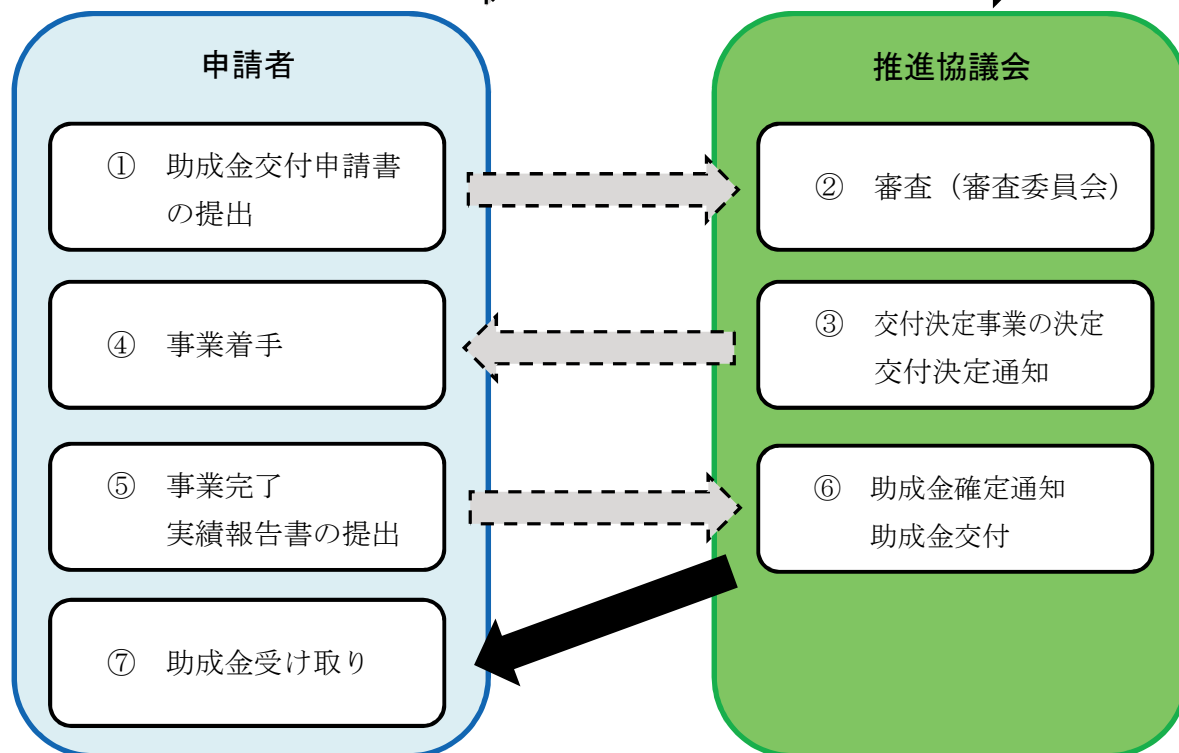
## 1 目的

G20 新潟農業大臣会合（以下、「会合」という。）の開催に向け、「G20 新潟農業大臣会合開催推進協議会」（以下、「推進協議会」という。）が、新潟県民・新潟市民（以下、「県民・市民」という。）が自ら企画したイベント事業等を支援することにより、県民・市民に向けた会合開催の周知、県民・市民の参画機会の創出及び国際理解の向上による機運醸成を図ります。

### 【申請から助成金交付の流れ】

凡例：書類提出・通知 [--->]

助成金支払い [=>]



## 2 交付対象事業

以下の全てに該当する事業が対象となります。

・ 2019年1月1日から2019年5月12日までに行われる事業
・ 事業名に「G20新潟農業大臣会合（開催記念）」等を含み、会合の開催周知が図れる事業
・ 「食」、「農業」をテーマに行い、県民・市民の参画機会の創出及び国際理解の向上による会合の機運醸成が効果的に図れる事業

※1 ただし、実施事業が次の a から f のいずれかに該当する場合は対象外となります。

a	公序良俗に反するなど、社会的に非難を受ける恐れのある事業
b	宗教的活動、政治的活動及びこれらに類する事業
c	新潟県・新潟市（以下、「県・市」という。）から財政的支援を受けて実施する事業
d	県・市から出資や助成金等を受けている団体から財政的支援を受けて実施する事業
e	事業の主たる効果が県外で生じるもの
f	その他、G20新潟農業大臣会合開催推進協議会長が適当でないと認める事業

※2 会合に関する広報や記録を行うため、助成事業に係る事業計画から実績報告までに至る情報（個人情報及び法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に係る部分は除く。）について、推進協議会・新潟県・新潟市ホームページ、パンフレットその他これらに類する媒体により公開することについて、あらかじめご了承ください。

※3 助成金の申請は一事業者につき一事業とし、複数の事業を申請することはできません。

### 3 交付対象者

対象者は、以下の全てに該当するものとします。

(1)	次のいずれかに該当する新潟県内に活動拠点（本支店、営業所等）を有する団体 ア 法人格を有する団体 イ 複数の企業等で構成された団体 ウ その他、対象事業を実施できる見込みのある団体として会長が認める団体
(2)	組織として規約の定めがあること
(3)	代表者及び所在地が明らかなこと
(4)	一定の活動実績があり、会計経理が明確であること
(5)	新潟市暴力団排除条例（平成 24 年新潟市条例第 61 号。以下、「新潟市暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団でないこと
(6)	新潟市暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員でないこと
(7)	暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと
(8)	宗教的活動や政治的活動を行うことを目的としたものでないこと
(9)	県・市から 2 分の 1 以上の出資を受け活動するものでないこと

#### 4 助成率等

助成対象経費	次に掲げる事業実施に直接かかる経費で、かつ、交付決定後にかかる経費に限ります。 謝金 消耗品・材料購入費 印刷製本費 広告宣伝費 使用料 委託費（実施事業のすべてを委託する場合は対象外とする。） その他会長が必要と認める経費
助成率	1 / 2 以内
限度額	100 万円

※1 次に掲げる経費は、助成対象外となります。

- ・団体の維持管理経費
- ・事業に直接関係のない経常的な活動経費
- ・飲食費
- ・構成員の人件費
- ・備品購入費（机、椅子、パソコン、車両等の汎用性があり、事業終了後においても長期にわたり使用できる物品の経費）
- ・消費税額及び地方消費税額
- ・その他会長が助成対象としてふさわしくないと認める経費

※2 助成金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとします。

※3 助成事業における発注先・購入先は、できるだけ県内業者（新潟県内に本社、本店、支店若しくは営業所を有する法人、又は新潟県内に住所のある個人事業主）とするよう努めてください。

## 5 申請書類

### (1) 申請書類

次の①から⑧の全ての書類を揃えて提出してください。

①	提出書類点検表
②	交付申請書（別記様式第1号）
③	事業計画書（別記様式第2号）
④	事業収支予算書（別記様式第3号）
⑤	団体の概要調書（別記様式第4号）
⑥	団体の規約、構成員名簿
⑦	決算書等の財務状況が分かる書類（直近1年分） ※ 設立後1年未満の団体は提出不要
⑧	暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

### (2) 提出方法

- ・提出期限：2018年11月30日（金）午後5時必着
- ・提出部数：正本1部、副本6部  
※ 原本は正本のみで足り、副本はその写しで構いません。
- ・提出方法：持参又は郵送
- ・提出先：6頁「7 問い合わせ・各種書類提出先」

### (3) 審査結果の通知

- ・審査結果は、各申請者へ文書で通知し、交付決定事業名と事業者名を推進協議会ホームページ又は新潟市ホームページに掲載します。
- ・なお、審査内容及び順位等の問い合わせについては、一切受け付けないものとします。

### (4) その他

- ・審査委員会による審査の結果が不交付となった場合、会合開催に係る連携事業（※）として実施することをご検討ください。

#### ※ 会合開催に係る連携事業について

参加者への周知啓発を図ることができ、会合の機運醸成につながるイベント事業等について、推進協議会と連携し会合の周知を図るものです。連携事業については、推進協議会ホームページに掲載し、広報支援を実施します。

（連携例）イベント等において、推進協議会が貸与する広報物（ポスター・のぼり・パンフ等）を活用し、参加者への会合開催の周知を図る。

## 6 審査基準等

### (1) 事業予算額

- ・ 予算額 4,000,000 円程度

### (2) 審査等

- ・ 推進協議会が定める審査委員会において、(3) 審査基準に基づいた書類審査をします。  
(必要に応じて、申請者に対しヒアリング等を実施する場合があります。)
- ・ 審査委員会の委員は非公開とし、新潟県職員、新潟市職員等で構成します。
- ・ 推進協議会事務局にて委員の採点を集計し、合計点数の上位から事業予算額の範囲内で交付決定事業を決定します。

### (3) 審査基準

評価項目	評価基準・視点等	配点
テーマ	「食」、「農業」のテーマが適切で、同テーマの伝え方に独自性や創意工夫があるか。	5
開催周知	申請事業の参加者が、G20 新潟農業大臣会合開催に対する認知度を高められる内容・工夫があるか。	5
機運醸成	① 多くの県民・市民が参加できる事業内容であり、申請事業の広報が効果的にされるよう計画されているか。	5
	② 申請事業の参加者が、国際理解を深めることができる事業内容か。	5
実施体制	申請事業のスケジュール、実施体制及び収支計画が実現可能な計画であるか。	5
合 計		25

## 7 問い合わせ・各種書類提出先

〒951-8550

新潟県新潟市中央区学校町通一番町 602 番地 1

G20 新潟農業大臣会合開催推進協議会事務局

(新潟市地域・魅力創造部 2019 年 G20 サミット推進課内)

TEL : 025-226-2152 (直通)

FAX : 025-224-3850

E-mail : g20summit@city.niigata.lg.jp